

取扱区分：公開

令和6年第9回

蓮田市農業委員会総会議事録

【注】 発言内容については、その要旨を掲載しています。ただし、発言そのものの記載ではありません。

この公開用議事録は、個人情報に関連すると思われる部分等については、●で消しています。

〔日 時〕 令和6年9月25日（水）

〔場 所〕 市役所西棟3・4会議室

令和6年第9回 蓮田市農業委員会総会議事録

蓮田市農業委員会（会長）萩原 和夫は、令和6年第9回蓮田市農業委員会総会を市役所西棟3・4会議室において開催するにあたり、各委員を招集する。

- 1 開催日時 令和6年9月25日（水） 午後2時00分
- 2 閉会日時 令和6年9月25日（水） 午後4時30分
- 3 出席委員（13人） ※番号は議席番号
1番 渋谷 悟 2番 爪川 博夫 3番 野口 勇 4番 萩原 和夫
5番 常見 淳 6番 竹内 幸男 7番 杉崎 國昭 8番 山本 寿一
10番 吉岡 政広 11番 山口 実 12番 齋藤 和久 13番 高橋 建一
14番 本橋 トシエ
- 4 欠席農業委員（1人）
9番 佐野 景子
- 5 出席推進委員（6人） ※（ ）内は担当地区
（平野）塚本 精一 （平野）甘浦 比呂見 （黒浜）小澤 はつ江 （黒浜）新井 仁
（蓮田）原田 順一 （蓮田）増田 雅暢
- 6 欠席推進委員（0人）
- 7 議事日程
第1 議事録署名委員の指名について
第2 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請の許可について
議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の許可について
議案第3号 生産緑地法第10条の規定に基づいて買取り申出をする生産緑地に
係る農業の主たる従事者等の確認について
報 告 1 農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について
報 告 2 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の受理について
報 告 3 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理について
- 8 出席した農業委員会事務局職員（4人）
事務局長 吉田 浩樹
事務局 野村 知代
事務局 中里 幸雄

9 傍聴人（0人）

なし

10 会議の概要

（事務局）

それではただ今より、令和6年第9回蓮田市農業委員会総会を開催いたします。
開会にあたりまして、萩原会長よりご挨拶をいただきたいと存じます。
よろしくお願いいたします。

（会 長） — 会長挨拶 —

（事務局）

ありがとうございました。
以後の進行は、会議規則により萩原会長にお願いいたします。

（議 長）

初めに、令和6年8月26日に開催いたしました令和6年第8回農業委員会総会の議事録（案）の記載内容につきまして確認をさせていただきたいと存じます。委員の皆様には、議事録（案）を事前に送付させていただいておりますので、議事録（案）の内容を確認していただいていることと存じます。内容に問題がなければ、この場でご署名をいただき、議事録とさせていただきます。

委員の皆様に伺います。何か修正の必要な箇所はございますか。

意見なし。

（議 長）

修正箇所等、無いようですので、ご署名をいただきたいと存じます。

それでは、令和6年第8回農業委員会総会の議事録につきましては、私の署名に続き、●●●●、●●●●をお願いいたします。

続きまして、本日の農業委員の出欠状況につきまして、報告いたします。

本日は、●●●●から欠席との連絡がございました。

従いまして、出席委員は14名中13名でございます。総会に必要な定足数に達しておりますので、本日の総会は成立いたします。

次に、推進委員の出欠状況でございますが、欠席者は無く、6名全員の出席をいただいております。

次に、本日の会議の議事録署名人の指名をいたします。

●●●●、●●●●をお願いいたします。

それではただ今から、議事に入ります。本日の提出議案につきましては、事前に配布させていただきました議案書のとおりでございます。また、報告案件につきましても、議案書のとおりでございます。

よって、農地法などの法令許可等に関する議案は、議案第1号から議案第3号でございます。また、報告案件は、報告1から報告3でございます。

初めに、議案書1ページ、「農地法第3条第1項の規定による許可申請の許可について」でございます。

議案第1号につきまして、事務局から朗読をいたします。

(事務局) — 議案第1号、議案書朗読 —

(議長)

次に議案第1号、番号1につきまして、担当地区委員から説明をお願いいたします。

(委員)

— 所在地についての説明 —

公図を見ていただくと、赤く囲った部分右側の●●●●—●から●●●●—●は、昨年盛土をして、田を畑に転換した部分です。その下の部分が申請地となります。

渡人は●●●●さんなのですが、●●さんは20年前くらいに既にお亡くなりになっており、自宅も他の人が住んでいて、ご家族もどこに住んでいるか分からない状況です。

(議長)

ありがとうございました。事務局より、補足説明がありますか。

(事務局)

補足説明資料の1ページをご覧ください。

全部効率利用要件について、8月28日に全て耕作を確認しております。

農作業常時従事要件については、ご本人が170日、奥様、お父様合わせて150日以上耕作していることを確認しています。

地域との調和要件について、地目は田ですが、取得後の計画は畑として野菜を栽培すると伺っております。

備考欄に、借受地(●●●)㎡と記載しています。受人は●●●●地区で、●●●㎡を耕作されていましたが、その農地は返す必要があるということです。利用権設定や中間管理を結んでいなかったのですが、その場所が借りられなくなったため、申請地を取得することに至ったそうです。

土地については、元々は●●●●さんの土地でしたが、相続人が不在になりましたので、相続財産管理人の弁護士が渡人ということになっております。

(議 長)

ただ今の担当地区委員及び事務局からの説明につきまして、何かご質問、ご意見等ございますか。

(委 員)

初めに、受人の方について確認です。住所は●●ですが、既に●●で農地を借りて耕作を行っていたため、今回の申請地についても、●●からやって来て、畑を耕すということですか。

2点目は、所有権の売買において、売買金額が分かれば教えてください。

(事務局)

受人は、●●にお住まいの方です。以前も●●まで耕作をしに来られており、今回についても、●●から耕作をしに来られると伺っております。

売買金額についてですが、●●●㎡で●●●●円と伺っております。相続財産管理人が管理している土地なので、通常の売買金額とは違うのかもしれませんが。詳しくは伺っていないのですが、●●●●円で売りに出ていたところを見つけて、購入するに至ったとのこと。

(議 長)

他に何かございますか。

(委 員)

受人の年齢は何歳ですか。また、これからどれくらいの期間続けられそうですか。

(事務局)

年齢はご本人が●●歳、奥様は●●歳、ご本人のお父様が●●歳ということです。

(委 員)

周りは畑だということですが、何を作っているのですか。

(委 員)

盛土した所は、イモを作っています。

申請地も畑にするならば、盛土をしなければ難しいだろうと思います。今は、水を切っておりますので多少は入れますが、水が入ってしまうと水田になります。1年中畑として使うということは、おそらく無理ではないかと思っています。

(議 長)

他に何かございますか。

(委 員)

●●●●さんと受人は、どのようなご関係なのですか。

(事務局)

関係は特にないと思います。●●●●さんの土地に、相続財産管理人の弁護士が付いており、弁護士が売りに出していたということです。

(委 員)

この土地を売りに出していたということは、相続財産管理人の弁護士が何等かの形で売り出すようにしたのですか。それとも、この土地を貸し付けたいと事務局の方で意向を受けていたのですか。

(事務局)

事務局では依頼を受けておりません。受人の話によると、知り合いの不動産屋さんに見つけてもらったということなので、何かしらの方法で広報のようなことをされていたのではないかと思います。

(委 員)

●●●地区は今回、地域計画に入っていたと思いますが、その説明等はどうなっているのでしょうか。

(事務局)

現在、地域計画ができているわけではないので、特に説明は行っておりません。

(委 員)

地域計画の対象になる可能性もありますよね。

(事務局)

事務局から案内はしておりませんし、地域からもないと思います。

(委 員)

ということは、反対者として対応するということですか。説明を聞いていないので、応じないということです。

(事務局)

応じる、応じないということも、これからの話になります。

(委 員)

購入前に知っておくべきではないでしょうか。

(事務局)

まだ計画が決まっていない状態です。更に、地域計画の区域そのものも決まっていない状態です。地域計画による集積計画等が決まっていない段階では、所有権移転を行っていただいて構わないです。

また、この地域にいらっしゃる方でも、地域計画そのものが予定されていることを知っている農家さんの数も実際には分かりません。

よって、地域計画を組んでいく中で、新しい所有者さんにも確認していくような形になると思われます。

(委 員)

既存の所有者と同じような扱いになるということですか。

(事務局)

そうです。所有権の移転の規制等はないため、自由に行っていただけます。

ただ、計画が決まった時には、この土地については誰々が耕作する予定だという話になると思います。その方が耕作したいということになれば、集積をかけていく所ではなくて、個人でやるような所にブロックを作るなどし、毎年見直しをかけていく中で、耕作地と交換していくなどの話をしていくようになるかと思います。

(委 員)

受人は、●●歳ということですが、本業は何でしょうか。

(事務局)

自営業をやられているそうです。

(委 員)

●畝の畑を耕作するということは、それなりの機械が要るでしょうが、そのような道具はどうするのでしょうか。

(委 員)

●●出身の奥様が嫁いで、●●で生活されています。今までは、●●●●になった場所の●畝くらいで野菜を作っていました。

機械は奥様の実家から借りていました。小さなトラクターと手押しの耕運機などが見受けられました。

(委 員)

●●から●●までトラクターを運転するのですか。

(委 員)

自営業とのことですが、本業は何をされているのですか。

(委 員)

今までの耕作地は、●●●●の中の土地なのですか。

(事務局)

農機具の関係ですが、委員さんからもご説明があったように、●●に親類の家があり、そこから借りているようです。耕運機3台、トラクター1台があるということです。

受人の本業ですが、自営業で●●●●の仕事をしているそうです。

以前は、●●の●●●●内の農地を借りていましたが、そちらが●●●●になってしまったため返すこととなり、●●●●内で他の場所を探していたということです。

(議 長)

相続財産管理人によって売りに出され、土地の売買が動いたということですが、実際には相続が消滅したわけですから、国のものになったのではないのでしょうか。

(事務局)

すぐに国のものになるのではなく、次の所有者が決まるまでには相続財産管理人を立てるか、最後の所有者が管理をするということになっています。相続人が全員放棄して、最終的に管理を弁護士に任せたということです。そのように登記もされています。

(議 長)

他に何かございますか。

質問・意見なし。

(議 長)

質問が無いようですので、採決いたします。

議案第1号、番号1につきまして、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

賛成多数であります。

よって、議案第1号、番号1につきましては、承認することといたします。

次に議案第1号、番号2につきまして、担当地区委員から説明をお願いいたします。

(委 員)

— 所在地についての説明 —

先日、●●委員さんと二人で、●●●●さんの●●●●さんのところへお話を伺いに行きました。●●●●さんは、●●●●さんの代表の方になります。●●●●さんは、4年程前

からまとめて●ヘクタールの農地を購入しました。今回は、●●●●さん個人が会社から買い取るという形の申請となります。

5つほど質問させていただきました。

まず、なぜ4年前に●●●●さんがカワイレのハウスを作るということで申請をし、所有した土地にハウスを建てなかったのか、と質問したところ、コロナの関係で、資材費が倍になってしまったため、当初の予算を完全にオーバーしてしまったということでした。その時点で中止ではなく、様子を見るということでしたが、資材の高騰が続いて見通しがたたなかったため、断念したということでした。

2番目に、この土地を個人が所有し何をするのですか、という質問に対し、作物は麦を単体で作る予定で、家族3人（ご本人、奥様、息子さん）で耕作します。年間の作付け計画を見せていただいたところ、きちんとした計画を立ててありました。

3番目に、現在は●●●●さんに管理をお願いしていますが、自分で買い取って麦を作ることになれば、トラクターは買わないのですか、と質問したところ、申請をして通らない内にトラクターは買えないという答えでした。

4番目に、●ヘクタールというかなり広い土地はどうして必要なかと質問したところ、農業所得で生活するには、1反や2反の面積では経営が成り立たず、●ヘクタールくらいないと生活ができないという答えでした。

5番目に、なぜ会社から個人に所有を移すのか質問したところ、事業継承をする際に●ヘクタールの土地が重荷になるという理由で、自分が買い取って麦を作るということでした。

他の補足説明が●●委員、事務局からあればお願いします。

（議 長）

ありがとうございました。●●委員より、補足説明がありますか。

（委 員）

耕運作業は●●●●さんに頼んでいるということは確認しています。現在、●●●●さんと●●●●の専務さんで直接話をさせていただいており、仕事の合間に草刈り等の管理をさせていただいております。

秋からソバや小麦を作る予定だそうです。

（議 長）

事務局の方で補足説明があればお願いいたします。

（事務局）

補足説明資料の3ページをご覧ください。

全部効率利用要件については、8月28日に全て耕作していることを確認しております。

農作業常時従事要件については、合わせて年間150日以上従事していることを確認しております。

地域との調和要件については、現況 畑、取得後も畑となっております。

申請書上は、秋ソバを作るということでしたが、実際は、ソバも麦もやるということのようです。

要件については、事務局としては問題ないと考えておりますので、ご審議をお願いいたします。

申請の経緯等が書かれ、申請書に添付されていたものを配布しています。ご参考までにご確認いただければと思います。

(議 長)

ただ今の担当地区委員及び事務局からの説明につきまして、何かご質問、ご意見等ございますか。

(委 員)

ここは全部畑ですか。

(事務局)

一部、地目が山林の所があります。

(委 員)

田を埋め立てて、畑にしています。

(委 員)

●●●●さんは、●●●●の代表を引退するのですか。

(委 員)

先日、伺った話だと、まだ引退はしていません。ただ、もう●●代で、事業経営の方を社員や息子さんに譲る場合、土地そのものが事業承継に際して重たすぎるということでした。

畑としてブロッコリースプラウトをする予定でしたが、初めの予算ではできなくなり、ソバということになりました。

事業予算は、初めは●●円くらいでしたが、コロナ後の見積もりでは、物価変動から見積もりができない状態で、落ち着いてから見積もりしてもらったら、倍以上かかったそうです。

(議 長)

他に何かございますか。

(委 員)

事業承継という話ですが、ゆくゆくは●●●●という会社を廃業して、別の会社が●●●●の業務を受け継ぐ、あるいは、受け継いだ会社の業務転換をして、別の業務、業界に発展していくのでしょうか。

(委 員)

それはおっしゃっていませんでした。あくまでも●●●●の今やっている事業を継続させるような感じです。畑だけが重荷になるようです。

(委 員)

参考までに売買価格が分かれば教えてください。●●●●さんが買った価格で買ったのですか。

(事務局)

●●●●さんが買った時の価格は、手元に資料がないため分かりかねます。今回の金額については、全体で●●●●円ということです。

(議 長)

他に何かございますか。

(委 員)

受人が所有権移転した後、どのような経営をしていくのかが見えないのですが、先ほど出た金額を投資して、やる価値が見いだせるのかが分かりません。

また、受人がご高齢ということも懸念されます。

(事務局)

最終的には、ハウスを建てたいということですが、金額のこともありますので、5～6年はソバを作るということを考えています。3人でやっていくということで、息子さんもいらっしゃいますので、事務局の方でも3人で耕作ができるのかどうかを確認させていただきましたが、大型の機械等あれば現実的には不可能ではないというお話でした。

ソバの営農計画も出ており、生産経費が●●●●円、収益が●●●●円ということで計算されています。

(委 員)

4年前に●●●●さんが農家さんの土地を集めて耕作するということで、農地の集約化が図れていました。集約化ということに関しては、受人が後任になっても影響がないということでよいですね。同じ面積を法人から個人へ移すわけですから、集約化には影響がないと考えてもよろしいでしょうか。

(事務局)

集約化の観点からすると、所有者が変わるだけです。実質は変わりません。

(委 員)

本当にやる気があるなら、最初から半年くらいで埋め立てをして、着工するのではないのでしょうか。

(委 員)

3年くらい前に●●●●さんが、元荒川の浚渫工事に携わっておられました。その際に、契約にはない土地に浚渫した土をそっくり埋めていました。

(委 員)

農地の所有権移転ですので、下に何が入っているかという議論は異なるかと思います。

(議 長)

法人の土地を個人に移転するというのは、法律的には大丈夫なのですか。

(事務局)

法人が取得する場合は、法人の要件が必要です。個人が取得する場合は、補足説明資料で示している要件を満たしていれば大丈夫です。

(議 長)

許可した場合、売買はできるのですか。

(事務局)

法律上、新たに取得する個人については、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件、法人であれば、農地所有適格法人要件を審査します。

例えば、所有権移転してすぐに別の方が申請をすれば、この移転は何だったのかという話になると思いますが、基本的には新たに取得する人が要件を満たしているか審査します。

(議 長)

今回の場合は、埋め立てをしてハウスを建てる予定でしたが、それができないということで、法人から社長が買い取るということになりました。もし来年、どなたかが欲しいとなった場合、要件を満たす人が出てくれば、その農地を転売できるのですか。制約はあるのでしょうか。

(事務局)

何年耕作をしなければならないという制約のようなものはないため、あくまでも新たに申請する人が要件を満たすかどうか許可するかどうかの審査になります。

(委 員)

この農地は、第1種農地ですよね。

(事務局)

現在は、農業振興地域内の農用地という扱いになります。もし、農用地から除外された場合には、10ヘクタール以上の集団的な農地なので、第1種農地という扱いになります。

(委員)

来年以降に誰かが買いたいという申請があれば、その人が農業をやる人ではないと売れないという形になるのですか。そこが一番心配です。

(事務局)

同じように農地として取得する場合は、農業をやる人ではないと申請ができません。

(委員)

農業以外に使ってほしくないなので、そこが心配で確認させていただきました。

(事務局)

原則他には転用できない土地です。

(委員)

●●●●は、今まで農地所有適格法人だったわけですね。すると、農地所有適格法人ではなくなるということですか。

また、事業承継した場合、承継した会社は農地所有適格法人を受け継いで、必要に応じて他の農地を集約して買い取ることは可能なのでしょうか。先々の話ですが、そのようなことも心配です。

(事務局)

農地所有適格法人については、例えば、会社の役員の条件や、会社の形態の要件、売り上げの過半が農業の収益であるか等の要件を満たしているかどうかになります。

●●●●さんについては、毎年報告をいただいている、要件が満たされていることを確認しています。

よって、事業承継した、しないに関わらず、その報告のタイミングで要件を満たしているかどうかについて確認しています。

また、3条申請のタイミングで、農地所有適格法人だから申請ができるというわけではなく、申請のタイミングで、適格法人の要件を満たしているかその都度確認します。

(委員)

農地所有適格法人かどうかの判断は、農業委員会で行っているということですね。

(事務局)

毎年、各会社から決算が終わった後に報告書を提出いただき、現在も農地所有適格法人としての要件を満たしているかどうか、売り上げの過半数以上が農業の収益であるということや、役員で農業従事の日数が満たされているかどうか等を確認させていただいております。

仮に、今後●●●●さんが農地を欲しいというお話があったら、再度、農地所有適格法人の要件を満たしているかどうか、その都度確認させていただきます。

(委 員)

この間の研修で、これまでに農地を権利取得して、耕作せずに他社に譲渡したり、転用したりしたものは、権利取得は認められないとありましたが、例えば、取得してソバや麦をやらず、譲渡することはできるのですか。

(事務局)

新所有者の方が何も耕作しないまま、他の第3者に譲るということについては、何年耕作しなければならないという決まりや罰則がないため、その時の要件さえ満たしていれば受けざるを得ません。

(委 員)

耕作しない土地があって譲渡したら、認められないという解釈ですか。

(事務局)

耕作していないから売ることができないということはありません。

(委 員)

売ることが可能ということですか。

(事務局)

買いたい方が購入するための要件を整えていれば、購入することができます。

(委 員)

農地を守り利用するという観点からすれば、今の状況では生産性がないため、売買という形でソバや麦を作り農地利用してもらうことは、問題ないと考えます。

今後、このような形の案件が出てきたら、出てきたときに判断すればよいことであり、今、議論することではないと思います。

(委 員)

別紙1の裏に、本申請は許可があり次第開始し、5年から7年の間にソバの栽培をしたいと考えているとありますが、作付けするまでにこんなに時間がかかるのでしょうか。

また、●●●●さんは副業として携わっていくということですが、本業は何をやっているのか教えてください。

(事務局)

許可が下りれば5年から7年位の間はソバをやると聞いております。その間、資材高騰等の様子を見ながら、ハウスを作る考えがあるようです。最終的には、ハウスでの栽培を考えているようです。

また、●●●●さんについては、他にお勤めされていることは伺っておりますが、どこの会社で何をしているのかまでは、事務局の方では把握しておりません。

(議 長)

私から一言申し上げます。

多くの方々からご意見をいただきました。

農業委員会の立場は、農地法を遵守する。申請書が公正な手続きを踏んでいるのであれば、法の支配の原則に従い許認可を出す。それこそが社会全体の利益につながり、農業委員会の信頼獲得にも寄与するという視点を再認識してください。

ただ今の担当地区委員及び事務局からの説明につきまして、何かご質問、ご意見等ございますか。

質問・意見なし。

(議 長)

質問が無いようですので、採決をお願いします。

採決いたします。

議案第1号、番号2につきまして、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。
賛成多数であります。

よって、議案第1号、番号2につきましては、承認することといたします。

次に議案書7ページ、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の許可について」でございます。

議案第2号につきまして、事務局から朗読をいたします。

(事務局) — 議案第2号、議案書朗読 —

【補足】番号1から番号9：開発の許可見込みが出ておらず、審議見送り

(議 長)

ただ今事務局から説明がありましたとおり議案書7ページから9ページの、番号1から番号9の案件につきましては、開発の許可見込みが出ておりませんので、本日の審議は見送りとさせていただきます。

次に議案書 9 ページ、議案第 2 号、番号 10 につきまして、担当地区委員の方から説明をお願いいたします。

(委 員)

— 所在地についての説明 —

今の所が狭いため、建設車両と一般車両用の駐車場を拡張したいというお話を聞きました。

(議 長)

ありがとうございました。事務局より、補足説明がありますか。

(事務局)

補足説明資料の 3, 4 ページをご覧ください。

農業振興地域内の農地で、除外証明の添付を確認しております。

申請地は、大字●●地内、●●●●の東約 350 m、●●●●の南約 580 m の場所に位置します。農地性は、第 2 種農地(市街地の区域又は市街地化の傾向が著しい区域に該当するものとなることが見込まれる区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模がおおよそ 10 ヘクタール未満の農地)です。

申請目的は、資材置場兼駐車場ということで、敷地拡張となります。

資金計画については、事務局の方で確認済みです。

給排水計画については、上水はなし、雨水は敷地内浸透処理、污水、雑排水はございません。

8 月 2 日に現地確認しております。

農地以外●●●●㎡と一体利用です。

(議 長)

ただ今の担当地区委員及び事務局からの説明につきまして、何かご質問、ご意見等ございますか。

質問・意見なし

(議 長)

質問が無いようですので、採決いたします。

議案第 2 号、番号 10 につきまして、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

総員賛成であります。

よって、議案第 2 号、番号 10 につきましては、承認することといたします。

次に議案書 10 ページ、議案第 2 号、番号 11 につきまして、担当地区委員の方から説明をお願いいたします。

(委 員)

— 所在地についての説明 —

埼玉県綾瀬川治水工事によるものです。

所有者の何人かに確認しました。場所は、稲刈りが終わった所、終わっていない所、休耕だった所と色々あるのですが、稲刈りが終わっていない場所についても10月半ばくらいまでには終わらせて、11月には工事が入るという確認を得ています。また、皆様、工事の説明も受けております。

治水工事のための一時転用なので、問題ないかと思います。

(議 長)

ありがとうございました。事務局より、補足説明がありますか。

(事務局)

補足説明資料の5, 6ページをご覧ください。

農業振興地域内の農地です。一時転用なので、適合証明を付けていただいております。

申請地は大字●●地内、●●●●の北西約630m、●●●●の南約530mの場所に位置します。

農地性は、農用地（農用地区域内にある農地）です。

公共事業ということで、河川工事の進入路と資材置場のための7か月の一時転用となります。

筆の全てを使うのではなく一部を使うため、全体で●●●●㎡となります。

手前に詰め所、仮設トイレを置いて、一台通れるような利用になります。そこに鉄板を敷いて使用します。

資金計画については、事務局の方で確認しております。

給排水計画については、上水はなし、雨水は敷地内浸透処理、汚水、雑排水はありません。

9月9日に現地確認しました。

工期は、令和6年7月3日から令和7年3月31日です。11月から着工し、復元を済ませるところまで含めて年度内に工事を終わらせる予定です。

一時転用は、令和7年4月30日までの申請になります。

11筆ありますが、一部使用の筆がほとんどです。

(議 長)

ただ今の担当地区委員及び事務局からの説明につきまして、何かご質問、ご意見等ございますか。

(委 員)

綾瀬川の改修工事は、一時転用する土地に隣接している所をやるのですか。

(事務局)

一時転用の土地の側面を順次移りながらやります。

(委 員)

ここが工事場所ということですか。

(事務局)

はい。

(議 長)

他に何かございますか。

質問・意見なし。

(議 長)

質問が無いようですので、採決いたします。

議案第2号、番号11につきまして、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

総員賛成であります。

よって、議案第2号、番号11につきましては、承認することといたします。

次に議案書11ページの議案第3号「生産緑地法第10条の規定に基づいて買取り申出をする生産緑地に係る農業の主たる従事者等の確認について」でございます。

議案第3号について、事務局の朗読をお願いします。

(事務局) — 議案第3号、議案書朗読 —

(議 長)

議案第3号の番号1について、担当地区委員の方から説明をお願いいたします。

(委 員)

— 所在地についての説明 —

現地を確認したところ、耕作可能地になっています。主たる従事者にお話を伺ったところ、ご本人が全て耕作をされていたことを確認いたしました。

●●●●になられて診断書も出されているのですが、腰を曲げての作業ができないため、農業ができないそうです。家族の方も障がい者の方もいらっしゃるので、無理なようです。息子さんは●●、娘さんは●●と遠いので、常時来られず、手伝いもできないそうです。ご本人しかやる方がいらっしゃるということで、皆様に審査をお願いしたいということです。

(議 長)

ありがとうございました。事務局より、補足説明がありますか。

(事務局)

委員さんのお話のとおりですが、今まで管理されていたことがご本人様より確認できています。現地確認していただいた所も、特に問題はないということなので、事務局としては問題ないと考えております。

(議 長)

ただ今の担当地区委員及び事務局からの説明につきまして、何かご質問、ご意見等ございますか。

(委 員)

事務局の方で、農業の主たる従事者が適正に管理している報告がありましたが、適正に管理していることについての審議ではないですね。

(事務局)

今回、買取り申出をするにあたって、確認を受ける者が今まで耕作をされていたかどうか、主たる従事者であったかどうかを審議していただくものです。

(委 員)

主たる従事者が健在の場合には、この方が本当に従事することができないかということの確認ですね。

(事務局)

申請理由のほとんどが死亡なのですが、今回の場合は、ご病気で農作業に従事することができないという診断書をいただいております。死亡又は農業に従事することを不可能にさせる故障というものに該当しているという判断で、主たる従事者であったかという確認をさせていただきます。

(委 員)

身体障害者手帳を取ったとき等は、症状が固定した段階で取れますよね。

現在、腰が痛いという進行中のもので、主たる従事者が農業をできないというものの程度に当てはまるのでしょうか。どういった等級で、どのような症状でないといけない、という基準があるのではないかと思いますのですが、いかがでしょうか。

(事務局)

例として挙げられているのが、両目の失明、四肢の欠損等ですが、そのような障がいがある場合、今後農業ができないという診断者が必要になります。

今回、不可能にさせる故障というものとして、腰の関係の診断書が出ているため、農業委員会としてはそれに基づいて申請をあげております。

(委 員)

腰の診断書ということですが、今後、症状が固定してしまい、動くことができないというような診断書なのですか。

(事務局)

今後、継続的に農業に従事することが極めて困難な状態、という内容になっております。

(委 員)

分かりました。

(議 長)

他に何かございますか。

(委 員)

買取りの申出を誰かがするため、確認をするということですか。

(事務局)

買取り申出というものは、市のみどり環境課に提出するものですが、それを出すにあたり、今まで耕作していた方の主たる従事者の証明を農業委員会へ求める必要があります。農業委員会としては、主たる従事者であったかどうかを判断するものになります。

(委 員)

生産緑地になっているため、今までは税金があまりかかっていないのですか。

(事務局)

はい。

(委 員)

生産緑地になっていると売買ができないということですか。農業できる状態だったら、生産緑地を解除できないということですか。

(事務局)

農業をやるという前提で、生産緑地に指定しておりますので、生産緑地を解除して売却、開発するには、死亡や農業ができなくさせる故障が生じなければ解除ができないものになります。

(委 員)

生産緑地については今まで何回か出てきましたが、蓮田市においては既に解除されたのですよね。

この方の場合、延長されたのでしょうか。継続していたのですが、ご病気のためできなくなり、解除の手続きを踏もうとしているわけなののでしょうか。

それとも、以前、解除をされたのだけど、解除状態を放置して、主たる従事者の証明が必要だから農業委員会の手続きを行っているのか、どちらなのでしょう。

(事務局)

今回の場合は、30年の期間が切れた後に継続しているものなので、買取り申出するために、主たる従事者の証明が必要になります。

継続していないものについては、切れた後であれば、すぐに買取り申出の申請ができるはずです。

(議 長)

他に何かございますか。

質問・意見なし。

(議 長)

質問が無いようですので、採決いたします。

議案第3号、番号1につきまして、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。総員賛成であります。

よって、議案第3号、番号1につきましては、承認することといたします。

ここで、暫時休憩します。

— 休 憩 —

(議 長)

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

それでは、議案書12ページ以降の 報告1から報告3につきまして、事務局より朗読と説明をいたします。

(事務局) — 報告1から報告3、議案書朗読 —

(議 長)

ただ今、朗読いたしました、報告1から報告3につきまして、質問などがありましたら、挙手をお願いいたします。

質問・意見なし。

(議 長)

特に質問等が無いようですので、報告事項は終わります。

以上で、本日の議案の審議並びに報告事項は、全て終了いたしました。

この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いいたします。

なし。

(議 長)

よろしいですか。

委員皆様の慎重なる審査にご協力をいただきまして、誠にありがとうございました。

それでは、事務局の方から「その他」として何かありますか。

— 事務局からの連絡・報告事項 —

(事務局)

それでは、閉会の言葉を常任副会長よりいただきたいと存じます。よろしくお願いいたします。

(副会長) — 副会長挨拶 —